

固定資産税に関する届出・申請について

問 財務課 資産税係 ☎62-9124

固定資産税に関して平成30年中に次のような事由が発生した場合には、平成31年1月末日までに届出書や申請書等を提出してください。なお、各様式は町ホームページ (<http://www.town.fujimi.lg.jp/>) からダウンロードできますので、ご利用ください。

No.	届出書等の名称	提出する主な事由
1	相続人代表者指定(変更)届出書	固定資産の所有者が亡くなったとき(※)
2	新築(住宅・中高層耐火建築住宅)に対する固定資産税減額規定の適用申告書	新築住宅等の減額を受けるとき
3	認定長期優良(住宅・中高層耐火建築住宅)に対する固定資産税減額規定の適用申告書	長期優良住宅の減額を受けるとき (県が発行した認定通知書の写しを添付)
4	住宅用地適用(異動)申告書	新築等で住宅用地特例の適用を受けるときや、住宅用地の所有者等が変更となったとき
5	納税管理人(変更)申告書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域内の人から選任するとき
6	納税管理人(変更)承認申請書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域外の人から選任するとき
7	未登記家屋所有者変更届出書	登記されていない家屋の所有者が売買・相続・贈与等により変更となったとき
8	家屋滅失届出書	家屋の一部または全部を解体したとき
9	土地現況地目・家屋用途変更届	土地・家屋の利用状況が変更となったとき
10	償却資産申告書	毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告するとき

※『相続人代表者指定(変更)届出書』の様式は、富士見町に死亡届を提出した親族の方にお渡ししています。町外で死亡届を提出された場合は、財務課資産税係までご連絡ください。

ブロック塀の安全点検をお願いします

問 諏訪建設事務所 建築課 ☎57-2923 / 建設課 都市計画係 ☎62-9217

地震等によって道路沿いにある塀が倒壊すると、通行人への被害のおそれがあるだけでなく、緊急車両の通行の妨げになり、避難や救助に支障をきたします。

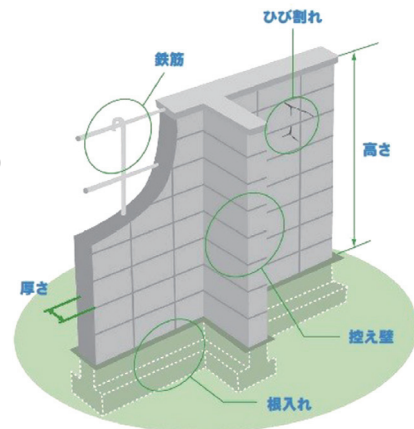
塀の安全確保は所有者が行う必要があります。塀の安全点検を行っていただき、傾きやひび割れといった劣化がみられる場合や、塀を補強する控え壁がないなど基準に適合しない場合には、施工業者等の専門家に相談して改善しましょう。

また、長野県では相談窓口を開設していますので、お気軽にお問い合わせください。

●ブロック塀等の点検のチェックポイント

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか <専門家に相談を>
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。
(塀の高さが1.2m超の場合)

※組構造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合にも点検項目があります。詳しくは専門家に相談しましょう。



●ブロック塀等の解体を補助します

倒壊の危険性があるブロック塀等の取り壊しは、住宅リフォーム補助金の対象です。ぜひご利用ください。